

監査報告

山梨県地域公共交通協議会設置規約第14条第3項の規定により、令和4年度山梨県地域公共交通協議会決算について、帳簿並びに関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和5年11月16日

山梨県地域公共交通協議会監査委員

鷲見よしみ

山梨県地域公共交通協議会監査委員

松下浩
